

# 1

## 各地域における「認定スクールトレーナー制度」 モデル事業の企画について（趣旨と概要）

令和 5 (2023) 年 12 月 25 日  
公益財団法人 運動器の健康・日本協会

### 1. 現代の子どもの身体の二極（二分）化

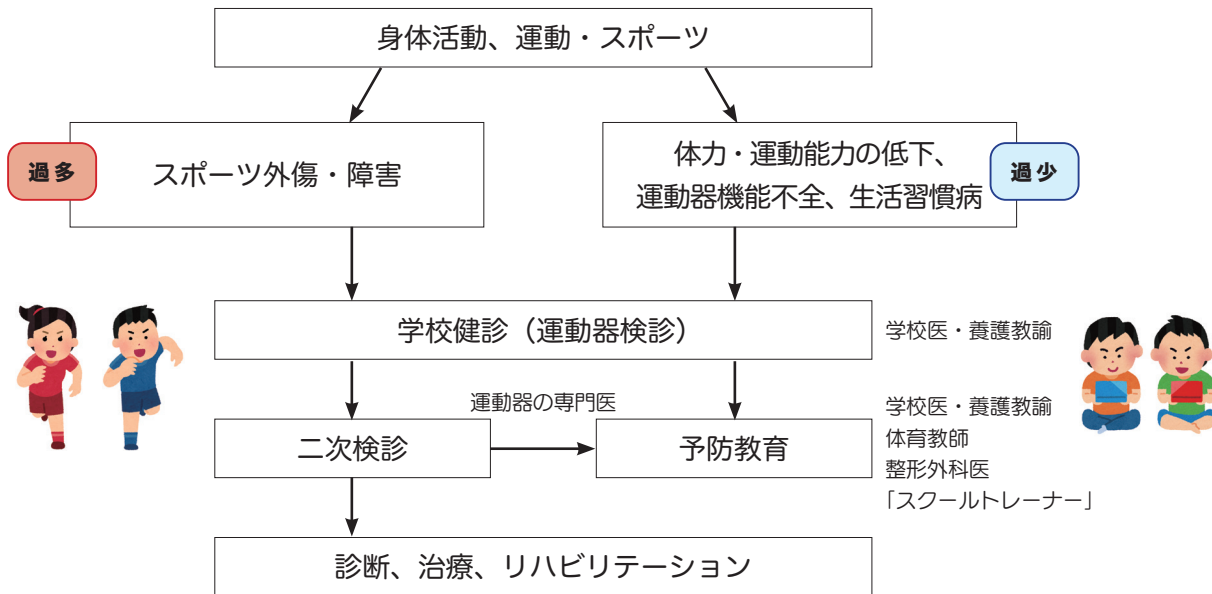


図1. 子どもの運動・スポーツと身体の二極（二分）化への対応  
（「運動器の10年」\* 日本委員会 監修『学校における運動器検診ハンドブック -  
発育期のスポーツ傷害の予防』, 東京、南江堂, 2007: p7 を改変）

\*運動器の健康・日本協会の前身

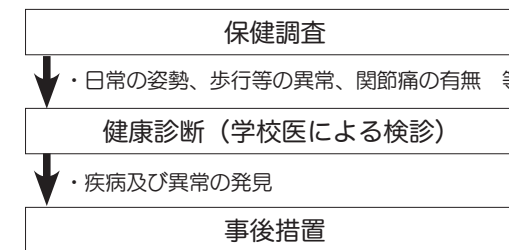
### 2. 学校保健安全法施行規則の一部改正

- 児童生徒等の健康診断
- 1) 文部科学省令の通知（2014（平成 26）年 4 月 30 日）  
「四肢の状態」を必須項目として加えるとともに、四肢の状態を検査する際は、四肢の形態及び発育並びに運動器の機能の状態に注意することを規定
- 2) 施行（2016（平成 28）年 4 月 1 日）

#### 学校保健安全法施行規則（抜粋）

- 第六条 法第十三条第一項の健康診断における検査の項目は、次のとおりとする。
- 三 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無並びに四肢の状態
  - ...
  - （方法及び技術的基準）
- 第七条：
- 4 前条第一項第三号の四肢の状態は、四肢の形態及び発育並びに運動器の機能の状態に注意する。

#### 【学校における健康診断の中で運動器検診を行う手順】

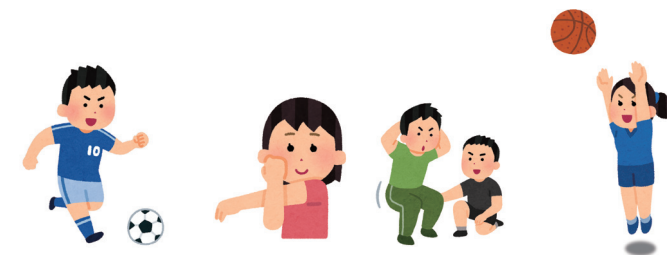


- 日常の姿勢、歩行等の異常、関節痛の有無 等
  - 検診結果の通知
  - 必要な医療を受けるよう指示
  - 必要な検査を受けるよう指示
  - 適切な保健指導
- ※保健調査や健康診断結果に加え、体力・運動能力テストの結果等を併用する

（文部科学省 スポーツ・青少年局 学校健康教育課）

### 3. 「スクールトレーナー」の役割と活動内容

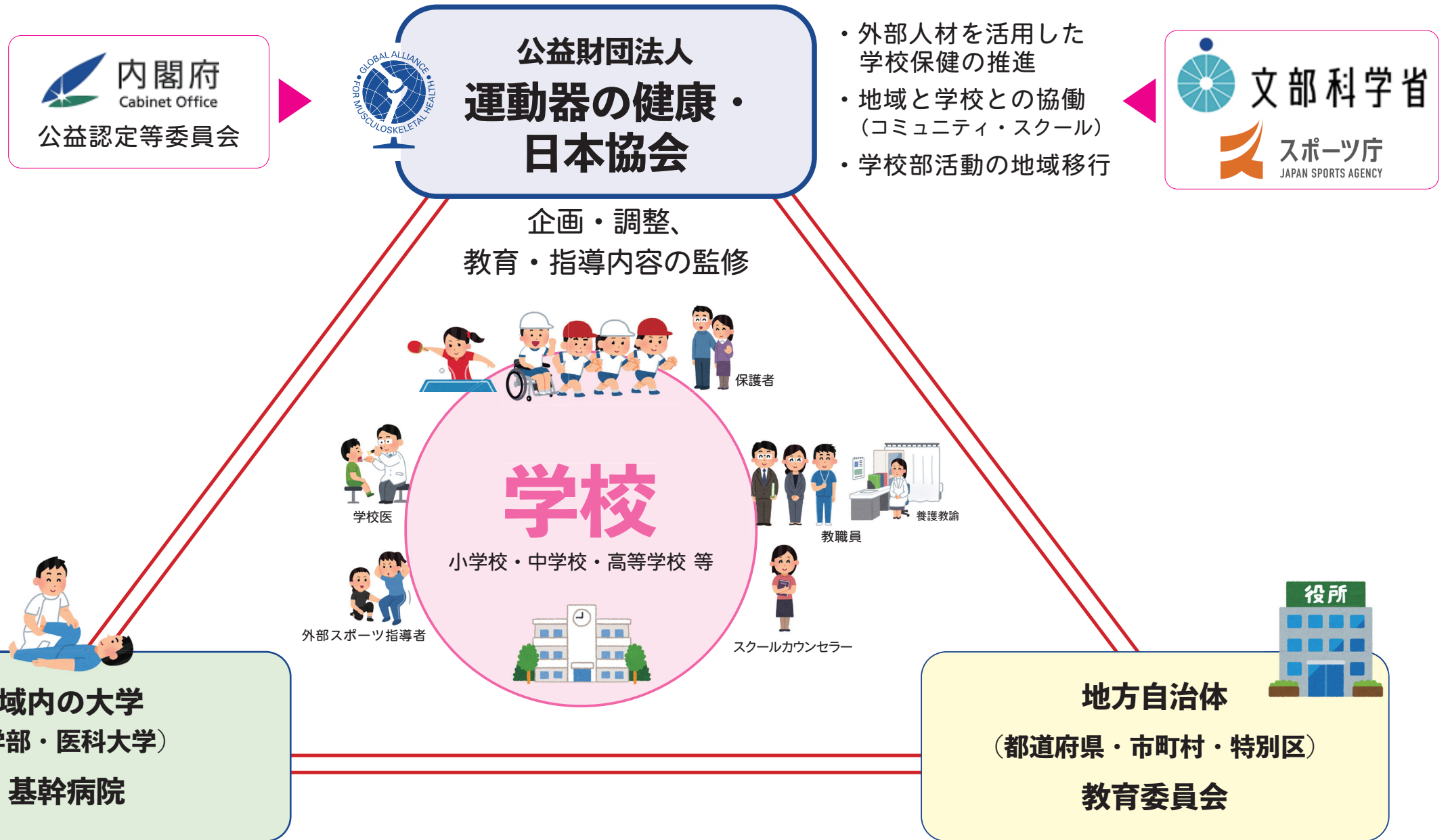
- 理学療法士が、医師（学校医・整形外科医等）と協力して、「チーム学校」や「コミュニティースクール（地域学校協働活動）」の一員として、学校の求めに応じて、児童生徒等の運動器の健康増進と運動器疾患・障害の予防に関わる教育・啓発や保健指導の支援・協力をを行い、もって児童生徒等の心身の健全な成長・発達に資する。
- 対象：児童生徒（小学生、中学生、高校生）、教職員、保護者、学校部活動の外部指導者 等
- 教育・指導の形態・方法：教育委員会・各学校と協議の上、形態と題目・内容等は決定する。
  - A. 講演・講話 —— [例1] 教職員・保護者対象：「子どもの成長と運動・スポーツのしかた」
  - B. 実技指導 —— [例2] 小学生対象：「良い姿勢と歩き方」「ストレッチの仕方と注意」
  - C. 個別相談 —— [例3] 学校部活動の部員・顧問・指導者対象：「スポーツに伴うケガ予防のための筋力トレーニング」



2

# 各地域における「認定スクールトレーナー制度」 モデル事業の企画について（連携体制）

令和 5 (2023) 年 12 月 25 日  
公益財団法人 運動器の健康・日本協会



- ・外部人材を活用した学校保健の推進
- ・地域と学校との協働（コミュニティ・スクール）
- ・学校部活動の地域移行

**地域内の大学  
(医学部・医科大学)  
・基幹病院**

整形外科医等と理学療法士の派遣  
(地域内の他の病院・診療所等とも連携)

**地方自治体  
(都道府県・市町村・特別区)  
教育委員会**

学校との連携・調整、予算の対応

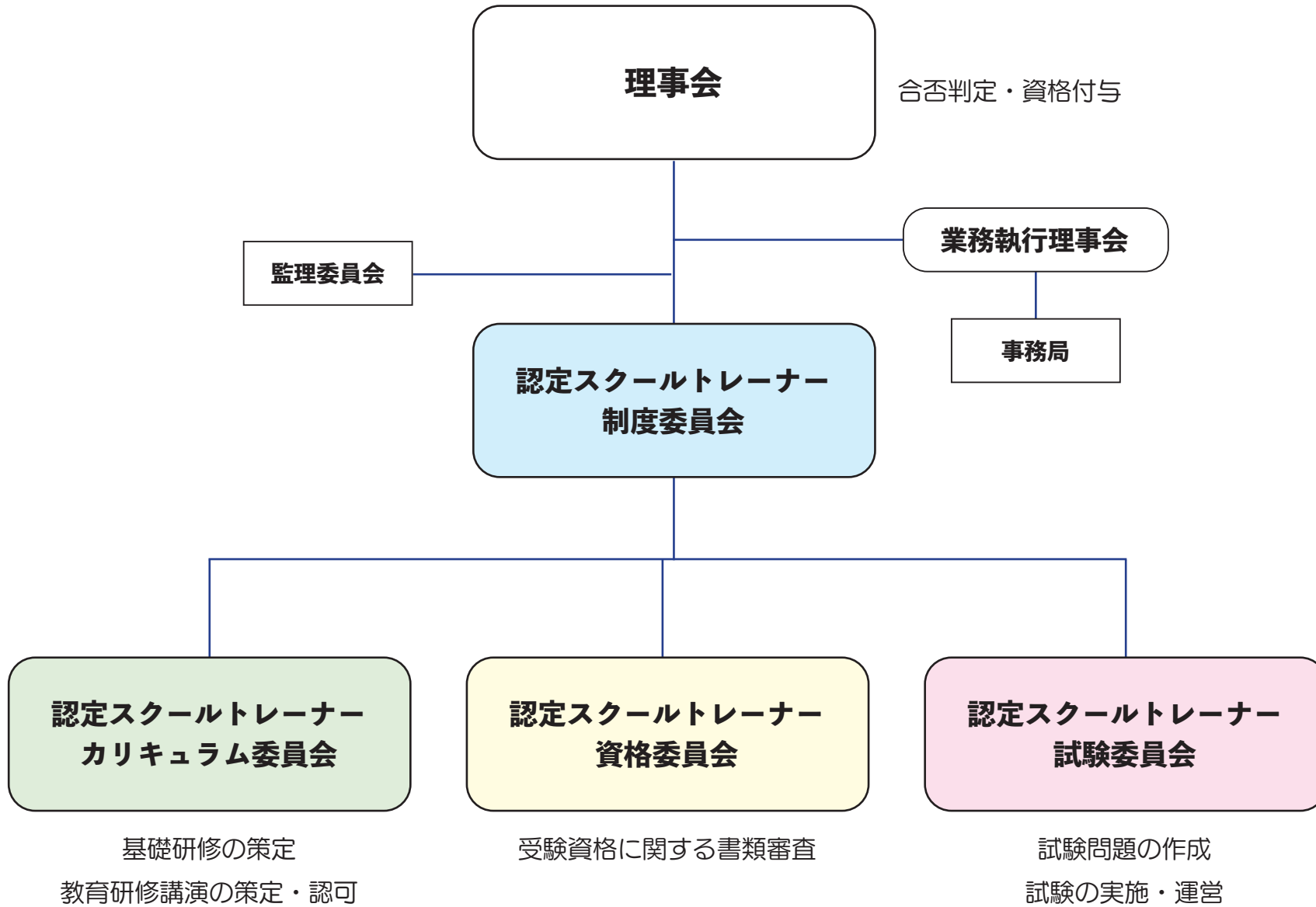
※ 「スクールトレーナー」：運動器の健康・日本協会の登録商標 (2013年3月29日)

3

# 認定スクールトレーナー制度の組織と規程類

令和 5 (2023) 年 12 月 25 日  
公益財団法人 運動器の健康・日本協会

## [ 組織体制 ]



## [ 規程類 ]

